

令和4年6月13日

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表執行役 執行役社長 ジョンマーク・ギルソン

吸収合併に関する事後備置事項

当社は、株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフとの間で、令和4年3月31日に吸収合併契約を締結し、当社を存続会社とし、株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を令和4年6月1日付で行いました。よって会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり本合併の内容を開示いたします。

記

1. 本合併が効力を生じた日

令和4年6月1日

2. 株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフにおける会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第784条の2の規定により、本合併の差止請求をした株主はいませんでした。
- (2) 株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフは、会社法第785条第3項の規定に基づき令和4年4月4日に株主に対する通知を行いましたが、株主から同条第1項の規定による株式買取請求はありませんでした。
- (3) 会社法第787条の規定に基づき新株予約権の買取請求をすることができる新株予約権者は存在しませんでした。
- (4) 会社法第789条第2項の規定に基づき、令和4年4月4日付で、官報公告及び個別催告を行いましたが、同条第1項第1号に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 当社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第796条の2の規定により、本合併の差止請求をした株主はいませんでした。
- (2) 会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき令和4年4月4日に株主に対する公告を行いましたが、株主から同条第1項の規定による株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、令和4年4月4日付で、官報公告及び電子公告を行いました。同条第1項第1号の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本合併により当社が株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、令和4年6月1日をもって、株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフからそれらの資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。引き継いだ資産及び負債の額（概算値）は、以下のとおりです。

株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ

資産の額 571,168百万円

負債の額 570,041百万円

5. 会社法第782条第1項の規定により株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフが備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日
令和4年6月1日

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項
該当する事項はありません。

以 上

吸収合併契約書

株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ（以下、「甲」という。）と株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下、「乙」という。）とは、乙が甲を吸収合併すること（以下、「本合併」という。）に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、第2条に定める効力発生日をもって、甲を吸収合併消滅会社、乙を吸収合併存続会社として合併する。

第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下、「本効力発生日」という。）は、2022年6月1日とする。但し、本合併の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第3条（合併をする会社の商号及び住所）

吸収合併消滅会社（甲）及び吸収合併存続会社（乙）の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収合併消滅会社（甲）

商号：株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ

住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

（2）吸収合併存続会社（乙）

商号：株式会社三菱ケミカルホールディングス

住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

第4条（合併に際して交付する金銭等）

乙は、本合併に際して、甲の株主に対して、乙の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第5条（資本金及び資本準備金に関する事項）

乙の資本金及び資本準備金の額は、本合併により変動しないものとする。

第6条（株主総会）

本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第7条（善管注意義務等）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上これを行う。

第8条（条件変更・解除）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態、経営状態に重要な変動を生じた場合、本合併の実行に重大な支障が生じた場合、その他必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議解決する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、本書を乙が、写しを甲が保有する。

2022年3月31日

甲 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ
代表取締役 取締役社長 伊達 英文

乙 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表執行役 執行役社長 ジョンマーク・ギルソン